

年 組

保護者様

練馬区立 豊玉第二 中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。 ※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。  
 なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者が記入のうえ、学校に提出してください。

種別	学校感染症と出席停止の基準		
	病名	出席停止の期間	
第一種	鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで(病気がなおるまで)	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。  (新型コロナウイルス感染症を除く)
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで(無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで)	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ・細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎(ノロウイルス等)		
	その他( )		

キ リ ト リ

インフルエンザ用

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。

登 校 届

学 校 長 様

令和 年 月 日

病 名 インフルエンザ (○で囲む A型・B型・不明) 病(医)院名 \_\_\_\_\_

発症日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 の翌日から5日、 かつ 解熱日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 の翌日から2日経過し、

医師より登校許可の診断が出されたので \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から登校いたします。

年 組 \_\_\_\_\_ 生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_